

相楽郡広域事務組合議会定例会条例

(昭和56年8月制定)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定により、相楽郡広域事務組合議会の定例会は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。